

<品川区住まいの防犯対策補助金交付制度>



令和6年4月～受付開始

個人宅(戸建て住宅)において防犯設備を
購入・設置した場合に**費用の一部を補助**します

補助対象

戸建て住宅(区内に住所を有する方)

対象防犯設備

防犯カメラ、録画機能付インターホン

補助金額

設置費用の1/2

(上限:防犯カメラ2万円、録画機能付きインターホン1千円)

申請可能回数

防犯設備ごとに1回

(設置から7年経過後の交換等は再申請可能)

(購入後、90日以内に申請手続きをお願いします。)

お問い合わせ

当制度の最新情報は、必ずホームページ
またはお電話にて確認の上、
ご申請ください。

品川区広町2-1-36第二庁舎6階
品川区地域活動課 生活安全担当
電話5742-6592 (直通)
FAX 5742-6878

